平成２９年（フ）第９３１号
大阪市西区本田３丁目５番10号　702
債務者　崎山かるみこと　崎山かるみ
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９７２号
大阪府東大阪市豊浦町10番10号
債務者　前川　　茜
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第９９１号
大阪市生野区鶴橋２丁目20―４センターリバース105号室、住民票上の住所三重県名張市富貴ケ丘４番町2724番地25
債務者　菅井　照代
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０５０号
大阪府東大阪市吉原２丁目３番43号　グランドハイツ　902号
債務者　飯田　雄士
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０５９号
大阪市西成区花園南２丁目３番17号
債務者　濵田知子こと　ＳＨＩＭ　ＪＩＪＡ　沈　　知子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１０６１号
大阪市淀川区十三東３丁目５番１号ホワイトマンション　１―Ｃ号
債務者　北中　　勲
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１２３号
大阪市住吉区住吉１丁目10番26号　メゾン山口　201号
債務者　大森　克也
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４２８号
大阪府寝屋川市点野４丁目４番３号
債務者　川上　栄一
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４２９号
大阪市住之江区平林南２丁目６番２―102号
債務者　小畦　裕章
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４８３号
大阪市淀川区三津屋南２丁目18番21号
債務者　クラウディアこと　渡邉　英彦
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１５７１号
大阪市生野区生野東４丁目１番12―204号
債務者　神本多美子（旧姓高田）
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７０１号
大阪市西成区萩之茶屋２丁目８番７号　赤とんぼ　412号
債務者　羽田浩二郎
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７３４号
大阪府大東市氷野１丁目16番20号　トモエハイツ２号館203号、前住所大阪府大東市三箇６丁目11番27号
債務者　山口　尚也
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１８０９号
大阪府豊中市北条町２丁目15番３―402号
債務者　高川　博行
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９００号
大阪市東淀川区北江口１丁目３番２―401号
債務者　下村　勝則
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９０１号
大阪市東淀川区北江口１丁目３番２―401号
債務者　下村麻理子
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１９３１号
大阪府高槻市松川町25番11号杉岡ビル301号室
債務者　山本　照代
1　決定年月日時　平成29年５月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
大阪地方裁判所第６民事部